

【令和2年9月分】

■9月16日～9月29日分（件数：1件）

1. 移住者支援について

Q 私は他県から飛騨市へ結婚をきっかけに移住してきましたが、コロナの影響で就職が思うようにいかない状況です。主人は働いているのですが、生活はギリギリの状態です。そこで、移住者向けの補助金がないか利用してみようと思いましたが、そもそもこちらの方と結婚すると、移住者として扱われなくなるということがわかり、とても悲しい思いをしています。移住したことに変わりないのに、とても疑問に思いました。なんとかならないのでしょうか。

A 結婚をきっかけに飛騨市にお越しになった場合でも移住したことに変わりないのですが、現状の市の支援制度としては、移住者向けの補助の対象としておりませんでした。今後、いただきましたご意見を参考に支援制度を検討してまいります。

飛騨市では新婚世帯への支援としては、民間の賃貸住宅に入居した場合の家賃補助の制度を設けています。また、新型コロナ対策として、生活支援資金貸付制度や市税等の納付猶予や減免、プレミアム率20%のプレミアム商品券など様々な支援を行っております。こうした支援制度のうちご要望にお応えできるものがあるかもしれませんので、総合相談窓口（市役所1階、0577-62-9200、平日8:30～17:00）にご相談をお願いします。

■9月2日～9月15日分（件数：1件）

1. 家族の中で感染者が発生した場合の対応について

Q 幸い飛騨市においては、現在、感染確認が無く安心して生活していますが、もしも、自分自身を含め、家族の中で感染者が発生した場合、どのように対応(生活、仕事等)すれば良いのか不安です。もちろん、病院や保健所から指示はあり、症状によっても変わってくると思いますが、あらかじめ、対処方法的なものがあると良いと思うのですが…

A 岐阜県では、感染者は症状にかかわらず入院になります。感染者と同居の家族は、濃厚接触者となりますので、PCR検査を受けていただき、陽性であれば同じく入院となります。結果が陰性の場合であっても14日間は健康観察となり、出勤、登校、外出を避け、自宅で生活していただくこととなりますが、保健所の職員が毎日電話で健康観察をされます。ご心配なことなどありましたら、飛騨保健所（電話 0577-33-1111 内線 309）へご相談ください。

ご家族に感染の疑われる方がいらっしゃる場合は、以下の点に注意してください。

1. 感染者と他の同居者の部屋を可能な限り分ける
2. 感染者の世話をする人は、できるだけ限られた方が（一人が望ましい）にする
3. できるだけ全員がマスクを使用する
4. こまめにうがい・手洗いをする
5. 日中はできるだけ換気をする
6. 取っ手、ノブなどの共用する部分を消毒する
7. 汚れたりネン、衣類を洗濯する
8. ごみは密閉して捨てる

詳しくは、厚生労働省ホームページ『新型コロナウイルスの感染が疑われる人がいる場合の家庭内での注意事項（日本環境感染学会とりまとめ）』を参考にしてください。